

よくある質問

- Q 地域特性等の名称などを使用した関連商品の包装やパッケージにロゴマークを使用することは可能ですか。(ex. ロゴTシャツ、湯飲みなど)
- A 関連商品の包装やパッケージにもロゴマークを使用いただけます。ただし、地域特性等と関連のない商品（花火や祭りの際に販売する一般的な食品やおもちゃなど）への使用は認めていません。
- Q 県外で生産された原料を100%使用して生産している地域特性等を活用した商品（鉱工業品等）にロゴマークを使用することは可能ですか。
- A 可能です。
- Q 農林水産物そのものなどにロゴマークを使用することは可能ですか。
- A 使用対象を「県内中小企業等が製造又は販売する商品であって、地域特性等を活用するもの」としておりますので、農林水産物そのものや観光資源そのものには使用できません。
- Q 他のロゴマークと一緒にロゴマークを使用することは可能ですか。
- A 可能です。他のロゴマークの取扱いについても、事前にご確認ください。